

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月30日

札幌市長様

提出者

住所 〒061-1415

恵庭市泉町26番地

氏名 恵庭建設株式会社

代表取締役 本荘 武則

電話番号 0123-32-3261

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	恵庭建設株式会社
事業場の所在地	恵庭市泉町26番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	完工高200,000万円
③ 従業員数	50人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリート、アスファルトがら→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託再生砕石、再生アスファルトとして再資源化 木くず、伐木・伐根→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託チップにして資源化 建設汚泥→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託埋戻し材として資源化 廃プラスチック→収集運搬業者に委託→中間処理業者に委託し再資源化 ※収集運搬については、自社運搬を行う場合あり

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙(資料-1)

業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら アスファルトがら	廃プラ・紙くず・廃石 膏ボード・その他がれ き・金属くず
	排 出 量	4,522.92 t	403.22 t
	(これまでに実施した取組) ・余剰材の引き取り ※別紙のとおり		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら アスファルトがら	廃プラ・紙くず・廃石 膏ボード・その他がれ き・金属くず
	排 出 量	4,070.6 t	362.9 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物発生が少ない工法の検討 ・使用資材の無駄の少ない加工、組立 ・余剰資材の少ない搬入計画 ・梱包材の簡素化 ※別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各廃棄物を他の廃棄物と混在しないよう分別保管の実施 ※分別産業廃棄物の掲示
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・木くず、廃プラスチック類、紙くずについても分別を実施 ※分別産業廃棄物の掲示

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t	t
	該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t	t
	実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら アスファルトがら	廃プラ・紙くず・廃石膏ボード・その他がれき・金属くず
	全処理委託量	4,522.92 t	403.22 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	4,522.92 t	403.22 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・循環型社会形成の推進に関する条例に基づき、廃棄物処分の実施状況を管理確認及び記録		
	※別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら アスファルトがら	廃プラ・紙くず・廃石 膏ボード・その他がれ き・金属くず
	全処理委託量	4,070.6 t	362.9 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	4,070.6 t	362.9 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者に極力委託する		
※別紙のとおり			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。